

公益社団法人北九州市獣医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北九州市獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北九州市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、動物医療の充実・発展と動物の愛護及び適正な管理を図り、また畜産の振興及び公衆衛生の向上に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 動物医療に関わる者の知識及び技能の向上に関する事業
- (2) 狂犬病予防法に基づく狂犬病予防に関する事業
- (3) 人と動物の共通感染症対策に関する事業
- (4) 野生鳥獣保護に関する事業
- (5) 動物愛護及び適正管理に関する事業
- (6) 動物福祉の向上に関する事業
- (7) 畜産の振興に関する事業
- (8) 公衆衛生の向上に関する事業
- (9) 飼育動物などの夜間診療事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は北九州市及びその周辺において行うものとする。

第3章 会員等

(種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した獣医師で、北九州市内で診療施設を管理するか、あるいは管理していた者、若しくは北九州市内に診療施設以外の勤務先を有するか、あるいは有していた者、または上記以外の者で特別に理事会で認められた北九州市に居住する者。
 - (2) 準会員 正会員がもしくは名誉会員が管理する診療施設またはこの法人が運営する夜間救急動物病院に勤務し、この法人の目的に賛同して入会した獣医師
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者
 - (4) 名誉会員 この法人に功労があつて、第13条第2項に定める総会において推薦された者又は、正会員として二十年以上在籍し、当該年度に八十歳に達する者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)に定める社員とする。

(入会)

第6条 正会員、準会員、賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長がその本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員(名誉会員は除く)は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費額、納入方法等は総会の議決を経て、会員の種別ごとに定める。
- 3 前2項の入会金及び会費については、毎事業年度における合計額の10分の1以上は当該年度の公益目的事業のために、残余はその他の事業及び法人運営のために充当するものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意

にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該総会の日から一週間前までに当該会員に書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の事業を妨げ、目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 総正会員の同意があるとき

(拠出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(届出)

第12条 会員は、その氏名、住所、診療施設の名称、その他会長が別に定める事項を届けなければならない。当該事項について変更があったときも同様とする。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分の承認
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員報酬等、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む）
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨並びに総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第17条 会長は、総会の日から2週間前までに、正会員に対し、前条各号に掲げる事項（次項により総会参考書類に記載した事項を除く）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

- 2 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとする

きは、前項の規定には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員から選任する。

(議決権)

第19条 正会員は総会において1個の議決権を有する。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、第20条の規定については、総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使できるとき

は、総会に出席できない正会員は、第17条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第20条に定める出席した正会員の議決権の数に算入する。

- 2 第1項の書面は、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには、この法人の事務局に到達しない場合は、無効とする。

(決議の省略)

第23条 会長が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第16条から前条の規定を適用しない。

(電磁的方法による招集通知及び議決権の行使)

第24条 会長は招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

- 2 総会に出席しない正会員は、法令で定めるところにより、電磁的方法により議決権を行使できる。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 委員会

第26条 この法人は、第4条に規定する事業を行うため理事会の承認を得て必要な委員会を置く。

- 2 前項に規定する委員会について必要な事項は、別に定める。

第6章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうちから会長1名、副会長2名を置く。
 - 3 理事のうちから専務理事を1名置くことができる。
 - 4 会長をもって、法人法上の代表理事とする。
 - 5 副会長及び専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事を選任に関する議案を総会に提出する場合には、監事全員の同意を受けなければならない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(資格)

第29条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)第6条第1号に規定する者は、理事又は監事になることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めることにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第33条 理事又は監事は第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、理事又は監事はそれぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(相談役)

第36条 この法人に、任意の機関として2名以内の相談役を置くことができ

- る。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 相談役は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、必要に応じて理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) 相談役の選任及び解任

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面もしくは書面の交付に代えて電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事の議決権の数は1人1個とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第43条 この法人の財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第44条 この法人の財産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

2 この法人は、株式(出資)を保有する場合において、その株式(出資)の発行会社に対して、株主等としての権利を行使するときは、次の事項を除き、権利の行使又は権利の行使を請求してはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(経費の支弁方法)

第45条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(基本財産)

第46条 基本財産は、認定法第5条第16号に定める公益目的事業をおこなうために不可欠な特定の財産である。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 会長は、認定法施行 規則第48条の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第51条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の議決権の3分の2以上の承認を得なければならない。

(基金)

- 第52条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(会計の原則等)

- 第53条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。
 - 3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いは、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局その他

(事務局)

第58条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

(備え付け帳簿及び書類)

第59条 事務局には、法人法及び認定法に定める帳簿並びに書類を備え置かなければならない。

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(附則)

- 1 この定款は、法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は西間久高とする。
- 3 法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は、平成28年5月31日より施行する。

この定款は、平成29年5月31日より施行する。

この定款は、平成30年6月1日より施行する。

この定款は、令和4年5月27日より施行する。

この定款は、令和5年5月31日より施行する。